

改正	平成9年8月1日	平成11年12月24日
	平成13年1月18日	平成13年10月10日
	平成14年8月1日	平成15年8月18日
	平成20年10月1日	平成21年6月16日
	平成21年7月15日	平成22年1月22日
	平成24年4月1日	平成25年8月26日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日

(目的及び設置)

第1条 生涯学習の振興に関する行政施策を総合的に促進するため、八王子市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 生涯学習に係る諸施策の協議及び総合調整に関すること。
- (3) その他、生涯学習の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部の所掌事項を専門的に検討するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び委員をもって組織し、それぞれ、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、幹事会において検討した事項を本部に報告する。

(生涯学習推進連絡会)

第7条 本部に生涯学習推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を置く。

- 2 推進連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 生涯学習の推進に係る連絡調整に関すること。
  - (2) 生涯学習の推進に係る事項についての調査・検討に関すること。
- 3 推進連絡会の組織及び構成員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 4 推進連絡会の会議は、会長（幹事長）が招集する。

(意見聴取)

第8条 本部の会議及び幹事会の会議は、必要がある場合に、本部及び幹事会の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(事務局)

第9条 本部に事務局を置く。

2 事務局長は、生涯学習スポーツ部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(2) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局の庶務は、生涯学習スポーツ部生涯学習政策課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年3月25日から施行する。

2 生涯学習に係る事業のあり方を検討するため、当分の間、別に定めるところにより、幹事会に検討会を置く。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

本部長	生涯学習スポーツ部を担当する副市長
副本部長	教育長
本部員	八王子市組織規則（平成15年八王子市規則第68号）第3条に規定する部長 八王子市会計管理者の補助組織設置規則（平成19年八王子市規則第12号）第3条に規定する部長 八王子市市史編さん室設置規程（平成25年八王子市訓令第4号）第3条に規定する室長 八王子市教育委員会事務局処務規則（昭和42年八王子市教育委員会規則第6号）第3条に規定する部長、担当部長 八王子市選挙管理委員会事務局規程（昭和32年八王子市選挙管理委員会告示第41号）第2条に規定する局長 八王子市監査事務局処務規程（平成21年八王子市監査委員訓令第1号）第2条に規定する事務局長 八王子市議会事務局処務規程（昭和39年八王子市議会訓令第1号）第3条に規定する事務局長及び参事

別表第2

幹事長	生涯学習政策課長
副幹事長	経営計画第一課長、経営計画第二課長または経営計画第三課長（1名） 協働推進課長 子どものしあわせ課長
委員	都市戦略課長 広報課長 行革推進課長 情報管理課長（総）総務課長 財政課長 市民生活課長 福祉政策課長 地域医療政策課長 健康政策課長 産業政策課長 環境政策課長 ごみ減量対策課長 水環境整備課長（学）教育総務課長 学習支援課長 生涯学習センター図書館長

別表第3

会長	生涯学習政策課長（幹事長）
副会長	経営計画第一課長、経営計画第二課長または経営計画第三課長（1名）（副幹事長） 協働推進課長（副幹事長） 子どものしあわせ課長（副幹事長）
連絡員	広報課主査（1名） 広聴課主査（1名） 情報管理課主査（1名） 協働推進課主査（1名） 学園都市文化課主査（1名） 男女共同参画課主査（1名） 多文化共生推進課主査（1名） 高齢者いきいき課主査（1名） 障害者福祉課主査（1名） 地域医療政策課主査（1名） 健康政策課主査（1名） 子どものしあわせ課主査（1名） 児童青少年課主査（1名） 産業政策課主査（1名） 環境政策課主査（1名） ごみ減量対策課主査（1名） 水環境整備課主査（1名） 教育総務課主査（1名） 学校教育政策課主査（1名） 施設管理課主査（1名） 保健給食課主査（1名） 指導課主査（1名） 生涯学習政策課主査（1名） スポーツ振興課主査（1名） スポーツ施設管理課主査（1名） 学習支援課主査（1名） 文化財課主査（1名） こども科学館主査（1名） 生涯学習センター図書館主査（1名）